

## 伊佐市条例制定請求に係る市議会の審議の結果について

令和6年5月9日に地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により条例制定の請求のあった伊佐市新庁舎建設80億円規模の現計画の是非を問う住民投票条例については、令和6年5月28日に招集した令和6年第3回伊佐市議会臨時会において審議された結果、同日に否決されたので、同条第3項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第2項の規定により公表します。

令和6年5月28日

伊佐市長 橋本欣也